

第 4 2 5 回
令和 7 年度第 2 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 7 年 7 月 30 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年7月30日(水) 10:00~10:25

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター 2 A 会議室

3 出席者

【委員】 公益代表 片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員、八重崎委員
労働者代表 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- (3) 北海道地方最低賃金審議会専門部会委員の任命等について
- (4) 特定最低賃金改正に係る必要性の有無の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

○賃金室長

これより令和7年度第2回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、北海道最低賃金審議会委員全員が出席となっておりますので本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が17名と取材のため3名の記者の方がいらっしゃいますことを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

みなさん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、議事(1)「中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について」でございます。これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

本日、中央最低賃金審議会の目安の答申について伝達を予定しておりましたが、未だ、中央最低賃金審議会目安小委員会が開催中のため、目安額の伝達ができない状況となっております。

現在、いつ目安の答申が行われるか不明な状態であり、目安の答申が行われた際には、審議会委員の皆様にご速やかに情報提供を行うとともに、御承認いただければ専門部会において目安額の伝達を行いたいと考えております。

以上でございます。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして、目安の伝達を専門部会で行いたいという提案ですが、何か御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、目安の伝達につきまして、中央最低賃金審議会での答申後に専門部会で行うとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

ありがとうございます。異議なしということで、目安の伝達につきましては、専門部会で行うことします。

それでは、次の議事に進みます。議事（２）「北海道最低賃金の改正決定に係る意見聴取について」となります。

これも、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第1回本審で御承認していただいたとおり、令和7年7月14日（月）に公示し、令和7年7月28日（月）期限として意見を求めたところ、資料No.2のとおり2件の意見書の提出を受けておりますことを報告いたします。

意見書の提出状況として一覧表を配布しておりますが、審議会委員の皆様には、提出のあった意見書の写しを配布しておりますので、審議の参考とするため、一読をお願いいたします。

以上となります。

○亀野会長

事務局からの報告について、何か御意見、御質問がありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

特にないということですので、次に進めたいと思います。

議事(3)「北海道地方最低賃金審議会専門部会委員の任命等について」でございます。

これも、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金法第25条第2項及び第3項、最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、令和7年7月14日(月)に公示し、令和7年7月28日(月)期限として推薦公示を行った結果、資料No.1のとおり、北海道地方最低賃金審議会専門部会委員が任命されましたのでご報告いたします。

第1回専門部会につきましては、本日、午後1時30分から札幌第一合同庁舎7階北側の北海道労働局会議室にて開催予定でございます。

以上でございます。

○亀野会長

はい。事務局の説明について、何か質問等ございますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは、専門部会委員に任命された方は、審議について大変ですが、よろしくをお願いいたします。

他に、専門部会について、何かありますか。

○賃金室長

はい。専門部会の議決及び廃止についての御提案でございます。

1点目は「議決」についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」となっております。最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、今期については、その議決が審議会の議決とすることです。

2点目については、「専門部会の廃止」についてでございます。最低賃金審議会令第6条第7項において「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときに審議会の議決により、これを廃止するものとする」となっております。当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了した時点をもって、専門部会の任務を終了したとして、専門部会を廃止としたい。

以上の2点について、御承認をお願いします。

○亀野会長

事務局の提案ですが、1点目が専門部会で全会一致となった場合、それは審議会の議決となるということであり、2点目が専門部会につきましては、異議申出期間が終了した時点で専門部会を廃止するとの提案でございます。

これについて、御意見、御質問がございますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは、事務局の提案のとおり、「最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、その議決が審議会の議決とする。」「最低賃金専門部会は、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了し、その任務を終了した時点で、専門部会を廃止とする」と決定してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしということで、専門部会の議決及び廃止については、事務局の提案どおりとさせていただきます。

それでは、次の議事に進みたいと思います。議事(4)「特定最低賃金改正に係る必要性の有無についての諮問について」です。

北海道労働局長から特定最低賃金改正に係る必要性の有無について諮問がなされると伺っております。

事務局、お願いいたします。

○賃金室長

特定最低賃金改正に係る申出内容について説明いたします。

申出内容につきましては、資料No.3として一覧表を配布しております。

申出がありました「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」につきましては、申出内容について審査した結果、申出内容に不備もなく、定量的要件であります当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意によって行われておりますことを報告いたします。

次に、事務局で諮問文を読み上げさせていただいた後、局長より会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。諮問文(案)につきましては、資料No.4として配布しておりますので御参照下さい。

北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 村松 達也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

以上となります。

それでは、お手数をお掛けしますが、会長及び局長は中央までお進み願います。

なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、会長、局長、よろしく願いいたします。

（中央部において、局長より会長へ諮問文を手交）

ありがとうございました。会長、局長は席にお戻りください。

続いての進行について、会長よろしく願いいたします。

○亀野会長

ただ今、4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について諮問を受けました。

事務局の申出に係る説明について、何か質問等ありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。

昨年度と同じ4業種となっております。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議することになりますが、北海道最低賃金（地域別最低賃金）の答申がなされた後でないと特定最低賃金の改正決定の必要性の審議（判断）ができませんので、第3回本審にて北海道最低賃金（地域別最低賃金）の答申がなされた後で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議は、第3回本審において行うこととしたいと思います。ありがとうございました。

次に、議事(5)「その他」になります。

事務局から、お願いします。

○賃金室長

第3回北海道地方最低賃金審議会本審の開催についてでございます。

当初、令和7年8月5日(火)15時00分からの開催を予定しておりますが、現時点において、中央最低賃金審議会における目安の答申の時期も明確となっておらず、目安の答申の日程にもよりますが、専門部会による審議時間を考慮すると、予定している令和7年8月5日(火)の開催が難しくなることも想定されます。

そのような状況になった場合は、残念ながら第3回本審の開催を遅らせることとなりますので、本審の開催延期と新たな開催日程について、別途、御連絡させていただきますので、御対応方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○亀野会長

ありがとうございます。

8月5日というのは、専門部会の結果が出た後に開催としていましたが、先ほど事務局より説明があったとおり、目安の伝達日程がまだまだ不透明だということで、この日程で間に合うか分からないため、8月5日を遅らせる可能性があるということでございます。

事務局の説明について、何か質問等ありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。

不透明な状況ですので、皆さんには日程の確保で御無理を言うかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第3回本審の開催は、一応、令和7年8月5日(火)15時00分からを予定しておりますけれども、目安答申及び専門部会の審議の状況によっては、日程調整をお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに、何かありますか。

委員のみなさんから何かありませんか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいですか。

事務局から、何かありますか。

○賃金室長

特にありません。

○亀野会長

なければ、これで第2回北海道地方最低賃金審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。